

行政視察報告

委員会名	議会運営委員会		
視察日	令和7年4月15日（火）		
視察先	岩手県盛岡市		
視察委員	筒井 たかひさ 委員長 梅沢 とよかず 理事 小林 ひとし 理事 清水 こういち 委員	小山 たつや 副委員長 米山 真吾 理事 齊藤 大介 委員 細木 まこと 委員	中村 しんご 理事 高木 信明 委員 かわごえ 誠一 委員

調査項目	盛岡市議会基本条例について
事業概要	二元代表制の一翼を担う市議会の基本理念及び基本的事項を定め、議会及び議員の役割を明らかにし、市の発展と市民福祉の向上に寄与することを目的に、平成25年（2013年）、議員提案により制定した。
視察内容	<p>1 議会基本条例の制定について <検討組織> 議会運営委員会 平成25年2月から同年6月までの間に14回協議。各会派では所属議員間の協議と意見を集約。 <経過> 議会改革の検討組織を議会運営委員会にすることを決定。 長崎市議会ほか4市議会への行政視察を実施。 条例の素案を提示。条例制定の可否を協議した上で条例案について検討。 全員協議会で条例概要を報告、パブリックコメントを実施。 発議案「盛岡市議会基本条例」について可決</p> <p>2 条例制定前後の主な取組 ・本会議のインターネット中継（生中継・録画配信）・議場のバリアフリー化 ・議案等に対する議員個人の賛否の公表 ・議長副議長選挙における所信表明 ・災害時における対応指針、要綱の策定、議場における避難訓練の実施 など</p> <p>3 検証と評価 条例第21条には、検証を行い、得られた結果から求められた評価を生かして必要な措置を講じることを記している。検証方法を明確化・システム化すること、効果について研究・検討が必要である、改正については、その必要性を議論すべきである。</p>
主な質疑内容	<p>（問）14か月の協議は想定していたか。意見が出て当初想定より延びたのか。 （答）平成25年9月をゴールと設定し、1週間から2週間ごとに14回開催した。日程的にはハードワークだった。</p> <p>（問）議会報告会があるが、改善結果がもりおかmiraiおでかけミーティングにつながったのか。 （答）条例制定前から議会報告会はあった。数を重ねる中で多くの市民の方に議会の現状を伝えてきたが、若者の意見を聞くことが現時点で優先され次のステップとして進んだもの。</p> <p>（問）議長・副議長の所信表明会について伺う。 （答）議長・副議長選挙に先立ち、立候補制を取って議長・副議長を志す人が議会運営に係る所信及び抱負を述べるもの（時間制限あり）。</p> <p>（問）災害時における対応指針を制定している。実際にはどのような対応があったのか。 （答）昨年8月、線状降水帯が発生し大雨による被害を被った。河川が氾濫する直前に市議会災害対策会議を立ち上げ、被害状況を会派ごとにまとめて会議に報告。それを集約し市災害対策本部に上げ、議長名で市長に要望書を提出した。</p>

行政視察報告

委員会名	議会運営委員会		
視察日	令和7年4月16日(水)		
視察先	青森県弘前市		
視察委員	筒井 たかひさ 委員長 梅沢 とよかず 理事 小林 ひとし 理事 清水 こういち 委員	小山 たつや 副委員長 米山 真吾 理事 齊藤 大介 委員 細木 まこと 委員	中村 しんご 理事 高木 信明 委員 かわごえ 誠一 委員

調査項目	弘前市議会基本条例について
事業概要	議会は合議制という議事機関という特性を生かしつつ、これまで以上に公平かつ公正、また透明性の高い議会運営を推進し、市民に開かれた議会をつくり上げていく努力が必要であると考え、平成27年(2015年)に制定。その後、同3年(2021年)に検証を行い、同年、議会における危機管理体制の整備に関する規定を加える改正を行った。
視察内容	<p>1 議会基本条例の制定について <検討組織> 議会基本条例策定委員会 平成26年6月24日に設置。任意の組織とし、委員は会派・無所属議員から選出。委員長は副議長とする。協議は平成27年1月までの合計9回実施。</p> <p><経過> 素案(案)の構成・盛り込むべき項目を協議。委員からの意見を聴取 第2章から第8章までの条文について協議。 議員への意見募集、パブリックコメントを実施。 議長へ条例素案を提出、議員提出議案として可決</p> <p>2 条例制定前後の主な取組 ・予算決算の審査を特別委員会から常任委員会化 ・タブレット端末の導入 ・政務活動費を創設、会派報告会を促進 ・インターネット中継 ・設備改善 ・議会基本条例の検証、条例改正 など</p> <p>3 条例の検証 議会運営委員会において、議長から委員長に検証を依頼。検証方法について協議・決定、具体的な手順を確認。検証の成果物を決定後、議長に報告した。</p> <p>4 条例改正について 検証の際に新規条文追加の提案があった。その項目について協議、条例改正案を作成。議会運営委員会において改正案を決定し、議長に報告した。 【改正内容】 条例に「危機管理体制の整備」を加える</p>
主な質疑内容	<p>(問) 条例策定に当たっての問題点や障害について伺う。 (答) 成果物を出し検証を進めていく上で意見は出たが、変わったことはあまりなく、引き続き検討を進めていった。</p> <p>(問) 議会だよりについて。 (答) ページ数を増やし紙面をリニューアルした。議会の動きを発信している。また、議案等への各議員の賛否状況も掲載している。広報紙と同時に全戸配付をしている。</p> <p>(問) 議員間討議について。 (答) 議員間でのやりとりとなるが、キャッチボールが議員間討議なのか、一方が発言するだけが討議となるのか、現在検討中である。</p> <p>(問) 予算決算に関する特別委員会を常任委員会化しているが、質問は定例会ごとに行っているのか。 (答) 答弁を含め60分間としている。多い時には20人前後になる。一括方式と一問一答方式があるが、一問一答方式のほうが多い。</p> <p>(問) 条例中第23条について、適用した事例はあるか。 (答) 市議会災害対策対応指針を制定した。昨年8月の大雨災害時において、これを基に対応した。</p>